

Q 2. どのような場合に、民法に基づいて契約の効力を否定することができますか。

個別具体的な事案ごとの裁判所の判断となりますが、一般論としては、公序良俗に反する契約（その契約の内容等が社会的な妥当性を欠く場合）は無効であるとされています（※1）。

また、だまされて錯誤に陥ったり、畏怖させられたりするなどして宗教団体に対して寄附を行った場合には、錯誤、詐欺又は強迫を理由として契約を取り消すことができると考えられます（※2）。

※1：公序良俗による無効（民法第90条）

判例は、窮迫、軽率又は無経験に乗じて著しく過当の利益を獲得する行為を暴利行為とし、公序良俗に反して無効であるとしています。宗教団体に対する寄附も、このような行為に当たる場合には、暴利行為に該当する可能性があります。

※2：錯誤、詐欺又は強迫を理由とする取消し

錯誤による意思表示について、①意思表示に対応する意思を欠く錯誤又は②表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができます（民法第95条第1項）。また、上記②の場合については、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、取り消すことができます（同条第2項）。

詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができます（同法第96条第1項）。